

2015年2月12日 国土交通省は、排煙設備の設置義務を緩和する告示の改正案を公表しました。

福祉施設などの一部で、居室から容易に屋外へ出られる出口があるなど、一定の条件を満たす場合、排煙設備の設置を不要とするものです。

3月18日に施行予定です。

現在、排煙設備の設置は建基法施行令126条で、延べ面積500㎡を超える特殊建築物などに設置義務があります。

緩和規定 建築基準法施行令126条の2第1項1～5号、建設省告示1436号があります。

例 病院やホテルなどの特殊建築物でも、100㎡以内毎に準耐火構造の床や壁、防火設備で区画された部分がある場合は、排煙設備の設置が免除されています。

この度の改正案は告示1436号に、さらに排煙設備の設置義務の緩和規定を追加するものです。

避難階または避難階の直上階が下の要件をいずれも満たす場合、排煙設備の設置が不要となります。

1 特殊建築物ではないこと。寝泊りする居室のないデイサービスセンターや保育所など(児童福祉施設等)であること

2 主に使用する各居室に、屋外に容易に避難できる出口やバルコニーなどが設けられていること

施行 2015年 3月18日



NBS

西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社Top Pageへ 